

平成 30 年度第 1 回高知県国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 31 年 2 月 18 日（月）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分

場所：高知城ホール 2 階会議室

出席委員 田内委員、植野委員、井上委員、久委員、西森委員、小田切委員
西島委員、濱田委員、清水委員

※欠席 藤田委員、崎岡委員

議題 1 会長及び会長職務代行者の選出について

会長に小田切委員、会長職務代行者に藤田委員を選出。

議題 2 高知県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）について

○事務局説明

資料 1 の 2 ページにより、事務局から説明。

○主な意見・質疑応答

特になし

○結果

資料 1 の 2 ページのとおり制定する。

○会議録署名人の指名

高知県国民健康保険運営協議会運営要綱第 4 条 2 項に基づき、田内委員及び植野委員が会議録の署名人として、指名された。

説明事項 平成 30 年度からの国民健康保険の財政運営について

○事務局説明

資料 2 の 1 ページから 8 ページにより、事務局から説明。

○主な質疑応答

【現行（平成 30 年度）の県内市町村の国民健康保険料（税）の状況について】

（委員）

資料 2 の 8 ページの保険料（税）率の引き上げ、引き下げ、据え置きはどの様に判断しているのですか。

→（事務局）

保険料（税）率を改正していない場合、据え置きとしています。

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の所得割、資産割、均等割、平等割のいずれかを引き上げ、その他が据え置きの場合は、引き上げの判断です。

ただし、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の所得割、資産割、均等割、平等割で、引き上げや引き下げが混在している場合は、一人当たりの保険料（税）額を基に各市町村で判断しています。

（委員）

被保険者の一番の関心は、保険料（税）の増減とその根拠だと思います。市町村にとっては、被保険者に対する説明と理解を得ることが、これからの国保の運営にとって、一番の要になるのではないのでしょうか。

→（事務局）

ご指摘のとおりです。保険料（税）率については、議会での説明も必要ですし、被保険者の方々に丁寧に説明する必要があります。

【激変緩和措置について】

（委員）

資料2の6ページの③に激変緩和措置の期間とあるが、定めなくてもいいのではないのでしょうか。

→（事務局）

激変緩和措置の期間については、被保険者の方に制度改革について理解をいただき、一定の目処がついたうえで定めた方がいいのではないかとということで、当面は定めていません。

また、国から激変緩和の財源として措置される額が徐々に減っていくことから、毎年度の国の財源措置を踏まえ、次期の国保運営方針策定までに、激変緩和について市町村と協議していきます。

（委員）

平成30年度の激変緩和措置の額は。

→（事務局）

平成30年度に激変緩和に使用した額は約4.3億円で、財源としては、国と県分を合わせて、約6.7億円あり、約2.4億円余りました。

(委員)

激変緩和における自然増とは、どの様に算定しているのですか。

→ (事務局)

自然増は、医療費の伸び、後期高齢者支援金の増加や公費の増減等を反映した、県全体の一人当たりの納付金と基準年である平成 28 年度の県全体の一人当たり納付金相当額との差額を自然増としています。

【保険料（税）率の算定方式の変更について】

(委員)

資料 2 の 8 ページにおいて、多くの市町村が保険料（税）の算定方式を資産割を除く 3 方式へと変更しています。資産割を除くということは、その分、所得割等へ按分することになると思いますが、それに対する県民からの声はないですか。

→ (事務局)

県への直接的なご意見は来ていません。市町村からもそういった声があるということは伺っていません。元々、土地はあるが、収益が上がらないといった資産割に対する声が多かったと聞いています。

また、資産割を除いた分の所得割等への按分については、市町村において対応していただいたと考えています。

報告事項 1 高知県国民健康保険事業特別会計の平成 30 年度 2 月補正予算（案）の概要について

○事務局説明

資料 2 の 9 ページから 10 ページにより、事務局から説明。

○主な意見・質疑応答

【基金について】

(委員)

平成 30 年度末の基金残高の見込みは。

→ (事務局)

基金の取り崩しは、市町村が医療機関へ支払うお金の財源でもある普通交付金へ充てていることから、最悪を想定して、財政安定化基金で約 12 億 3 千万円、財政調整基金で約 1

億 1 千万円のあわせて、13 億 4 千万円使用する形で 2 月補正予算（案）は計上しており、残高は財政安定化基金は約 1 千万円、財政調整基金で約 8 千万円の合わせて約 9 千万円です。

ただし、2 月補正予算（案）計上時点は、過去一番にインフルエンザが流行った昨年度以上に急激に伸びていた段階であったため、保険給付費で 5 億円の安全を見て計上していますが、現時点でインフルエンザが下火となりつつあり、実際の基金の取崩し額は減るものと考えています。

【医療費、事業費納付金の伸びについて】

（委員）

平成 30 年度予算では、保険給付費や公費の見込み違いがあったが、平成 31 年度予算（案）ではそれらの反省を踏まえた算定としていますか。

→（事務局）

反省を踏まえ、保険給付費や公費等について、精査・検証を行っています。

（委員）

今年度とくらべて、来年度納付金は約 9 % 増加していますが、被保険者への負担緩和のため、県の方で一般財源や法定外の繰入での対応、国への要望等を行う考えはありますか。

→（事務局）

県の一般会計から国保特別会計へ繰入するのは一定のルール分以外は考えていません。

ただし、制度を安定化させていくうえで、本当に何が必要なのかということについては、決算が出た段階で、状況も見ながら、国と協議をしていきたいと考えています

報告事項 2 高知県国民健康保険事業特別会計の平成 31 年度当初予算（案）の概要について（平成 31 年度の「国保事業費納付金」を含む。）

○事務局説明

資料 2 の 11 ページから 14 ページにより、事務局から説明。

○主な意見・質疑応答

【事業費納付金の増加について】

(委員)

平成 30 年度に比べて、納付金が 20 億円増額になると、市町村は保険料（税）を上げないと賄えないのではないですか。

→ (事務局)

資料 2 の 3 ページ下段のとおり、その他歳入、歳出が変わらない場合、本来あるべき保険料必要額が 20 億円増えますので、総額では 9.3%の保険料（税）率の引上げに繋がりますが、各市町村の前年度繰越金や基金等を充てて調整もありますので、そのまま 34 市町村が 9.3%増やすわけではありません。

また、市町村によっては、今の国保料（税）率が実態に応じてない場合等、9.3%以上にあげるところもあり得ます。

被保険者にどこまで保険料として負担を求めることができるかは現在市町村において、検討いただいているところです。

【収納率について】

(委員)

各市町村の国保の収納率は上がっていますか。

→ (事務局)

平成 25 年度 92.5%、平成 29 年度は 94.9%まで上がっています。全国が 28 年度に 91.92%、高知県は 94.04%と全国より約 2 ポイント高い状況にあります。

(委員)

収納率が高くなるということは良いことなのか。収納率が高いという裏側で、保険料を払うことに一生懸命になり、結果、受診抑制に繋がるといったことは。

→ (事務局)

収納率が上がれば、理論上は保険料が下がります。例として、保険料必要額が 1 億円で、収納率 90%の場合、1 億 1 千万円で保険料率を決めます。収納率が 100%であれば 1 億円で保険料（税）を決定することとなり、保険料（税）率は下がります。そのため、収納率確保・向上の努力をしていただくことは、他の真面目に払ってる方にとってもありがたいですし、財政の安定化にもつながります。

(委員)

収納率が上がるのいいことだと思いますが、収納率、資格証明証の交付の状況、受診の

状況が分かれば、この会で報告をいただければと思います。

→（事務局）

次回の会で報告します。

【制度改革と国への意見について】

（委員）

今回の制度改革の効果はあったのですか。単年度では分からないと思いますが、よく様子を見て、国に対して、意見等を言わないといけないのではないのですか。

→（事務局）

今回の制度改革で30年度以降、公費が1,700億拡充され、約400億円がまだ配分がされていませんが、残った部分で高知県7～8億円公費が増加しています。

効果については、決算が出た段階で29年度市町村全体の決算と30年度の決算を比べて分析しなければなりません。

国と地方の約束では、今回の制度改革は不断の検証と国保制度が安定するように議論はずっとしていきましょうとの約束があります。

国に対しては実情と分析を踏まえて、全国知事会を通じて、国の方に意見を言っていきたいと考えています。

報告事項3 平成31年度の「標準保険料率」について

○事務局説明

資料2の15ページから17ページにより、事務局から説明。

○主な意見・質疑応答

【標準保険料率について】

（委員）

大川村の標準保険料率が低い理由は何ですか。

→（事務局）

激変緩和の基準年の影響です。

激変緩和は、平成28年度の一人当たり納付金相当額と平成31年度の一人当たり納付金額を比較して行います。

大川村の場合、平成28年度において国保連合会が実施していた保険財政共同安定化事業の交付金を多く受けていたため、一人当たりの納付金相当額がマイナスとなっていました。

そのため、マイナスは0に置き換え、さらに平成 28 年度と平成 27 年度の平均値を用いて算定を実施していますが、それでも低い数値となっています。

平成 30 年、31 年度はこの方法で実施していますが、来年度以降、平成 29 年度の数値を使用することも含め、市町村と激変緩和の協議をしていきたいと考えています。